

様式第2 復興整備計画（本体）

復興整備計画  
（第17回変更）

大槌町・岩手県

令和元年12月19日

（令和元年12月25日：様式12の軽微な変更）

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大槌町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

大槌町の将来像 「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』」

### ① 安全で安心して暮らせるまち

適切な避難施設の配置や災害情報発信の高度化等を図り、高齢者や障がい者、漁業従事者、観光客などを含むすべての町民や来訪者が津波から生命を守ることができ、災害時には地域が助け合う安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

### ② 地域で町民が寄り添い支え合うコンパクトなまち

市街地の拡散を防ぎ、地域の活力の根本である生活文化や地域のコミュニティを尊重し、町民が寄り添い、互いに支え合う暮らしができるコンパクトなまちを目指す。

### ③ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち

産業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備するとともに、大槌町ならではの魅力ある地域資源を活かし、多様な交流・連携を促進し、新規事業が創出され産業が興る、活力あるまちを目指す。

### ④ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち

リアス式海岸特有の海と山に囲まれた大槌町ならではの自然環境を活かし、交流人口の拡大につながるような、自然と調和したこだわりのある美しいまちを目指す。

### ⑤ 地域に対する誇りや愛着を大切にすまち

住民の地域に対する誇りや愛着を大切にす、大槌町としての独自性を継承しながら、地域の歴史や文化を尊重したまちを目指す。

### ⑥ 復興を牽引する農業・農山村の振興

被災した農業の生産基盤の復旧による営農再開と農業の振興に向けた支援を行うとともに、認定農業者を含む多様な担い手による農地の利用促進、施設・機械等の導入を支援し、安全安心な農畜産物の生産と農業の6次産業化を推進する。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

災害に強い地域づくりの観点から、防潮堤、水門の整備とともに、土地利用を再編し、市街地を集約して嵩上げする等による市街地再生エリアや高台へ移転する住宅地について居住エリアとして整備します。移転跡地については、公園エリア、緑地エリアとしての整備を行うとともに、産業エリア、漁港関連施設エリアとして整備し、産業の再生を図ります。

① 住居系建築物の建設は、東日本大震災による津波と同程度の過去最大クラスの津波（以下「過去最大クラスの津波」という。）に対して、海岸保全施設（防潮堤・水門）の整備のほか、道路の嵩上げ、宅地の盛土など基盤整備によって浸水が想定されない区域内とします。

② 公共系建築物（災害時の避難所又は救護施設を兼ねるものに限る。）は、過去最大クラスの津波の浸水が想定されない区域への立地を推進します。

③ 業務系建築物は、その目的等に応じて、過去最大クラスの津波の浸水が想定される区域での立地を許容します。ただし、建築物の構造や避難手段の確保など一定の条件を付すことにします。

④ 被災した農地は、早期に復旧を図るほか、農地の高度利用を図るため、生産施設や農業機械の導入を併せて行い、被災地周辺の農地と一体的に活用することにより、優良農地の保全に努めます。

⑤ 東日本大震災の地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定します。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 町方、小枕・伸松地区〔(1)-A, (1)-E, (4)-A, (6)-A, (6)-B, (6)-M, (14)-B〕

当地区を、大槌町の歴史的な中心地として再興するため、防潮堤、水門を整備するほか、市街地を上町、本町、末広町、大町の一部に集約し、土地区画整理事業により嵩上げするとともに、上水道を整備します（市街地再生エリア）。防潮堤、水門を整備しても、東日本大震災による津波の規模で浸水する須賀町、栄町、大町の一部や小枕・伸松については、防災集団移転促進事業の移転促進区域として災害危険区域に指定し、近郊の住居エリア等に住居等を移転させるほか、道路や公共下水道の公共施設を整備し、まちの産業を担う企業や新たな産業集積の拠点となる産業エリアや漁業関連施設エリア、公園エリア及び緑地エリアとして活用します。

② 寺野地区〔(6)-F, (6)-N〕

当地区は、東日本大震災による津波の被害を免れた地区であり、震災により被災し、応急仮設住宅などに入居している被災者の住居の安定を図るため、都市公園である寺野公園を廃止し、そこに防災集団移転促進事業の住宅団地や災害公営住宅を整備するほか、道路、公共下水道等の公共施設の整備も進め、津波に対し安全な高台の住宅団地として整備します（住居エリア）。

③ 沢山・源水・大ヶ口地区〔(2)-A, (6)-C, (6)-D, (6)-E, (6)-K, (6)-L〕

当地区は、東日本大震災による津波により一部地域で甚大な被害を受けたが、大槌川及び小槌川の河口付近に防潮堤、水門を整備することにより、今回の津波の規模が再来しても浸水しない地域になるため、道路、公共下水道を整備し、防災集団移転促進事業の住宅団地とするほか、小中一貫教育校を配置し、安全な通学路を確保した教育・公共施設エリアとしての整備を進めるとともに、土地改良事業を実施し、農地復興エリアとしての整備を進めます。

④ 安渡地区〔(1)-B, (1)-F, (4)-B, (6)-G, (6)-H, (6)-O, (7)-A, (7)-B, (7)-C, (7)-D, (14)-B〕

当地区は、既存のコミュニティを維持しながら、防災集団移転促進事業により旧安渡小学校付近に新たに住宅団地（住居エリア）や地域の拠点となる交流施設及び避難ホール等を整備し、また、被災した安渡地区の一部を土地区画整理事業により嵩上げをして、既存住宅地と繋がりを持たせるよう、コンパクトで一体感を持った市街地を構築して（市街地再生エリア）、道路、公共下水道の公共施設等を整備しつつ、地域の中心を再編します。また、防潮堤を整備するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地は移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、緑地エリア及び公園エリアとして活用するとともに、沿道サービスに寄与する事務所や水産加工施設等、まちの産業を担う企業の拠点となるよう産業エリアとして整備します。防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑤ 赤浜地区〔(1)-C, (4)-C, (6)-I, (6)-P, (7)-E, (7)-F, (7)-G〕

当地区は、整備する防潮堤は旧来の高さに留め、防災集団移転促進事業により被災しなかった地区に住宅地を形成し（住居エリア）、また、被災した地区の一部を土地区画整理事業により嵩上げをして、既存住宅地と繋がりを持たせるよう、道路、公共下水道の公共施設等を整備しつつ、コンパクトで一体感を持った市街地を構築します（市街地再生エリア）。防災集団移転促進事業の移転跡地については移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、産業エリア及び緑地エリアとして活用するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑥ 吉里吉里地区〔(1)-D, (4)-D〕

被災前のまちの中心部を残すために、防潮堤、水門を整備するほか、国道45号の内側に幹線道路（町道）を配置し、その幹線道路より西側を土地区画整理事業により嵩上げをして、商業系を含む市街地を構築します（市街地再生エリア）。また、幹線道路より東側にある住居等については、防災集団移転促進事業により吉里吉里中学校周辺及びJR山田線の北側に整備する高台の住宅団地（住居エリア）に移転します。防災集団移転促進事業の移転跡地については移転促進区域として災害危険区域に指定するほか、産業エリア、緑地エリア及び漁港関連施設エリアとして活用するとともに、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部は、漁港関連施設エリアとして活用します。

⑦ 浪板地区 [(4)-E, (6)-J, (14)-A]

被災前のまちの中心部を残すために、国道45号の内側に幹線道路(町道)を配置し、その幹線道路より西側を漁業集落防災機能強化事業や災害公営住宅整備事業により住宅地として整備し、市街地を構築します(市街地再生エリア)。また、東日本大震災による津波で被災した地区については、既存集落と一体となった住宅団地(住居エリア)を防災集団移転促進事業によりJR山田線付近に整備することで、地区の中心を山側に移動させ、安全でかつコミュニティを維持することができる集落を整備します。防災集団移転促進事業の移転跡地については、道路を整備するとともに、移転促進区域として災害危険区域に指定し、緑地エリアとして活用するほか、一部区域については漁業集落防災機能強化事業により嵩上げを行い、安全を確保したうえで災害危険区域を解除し、住宅地として整備します。また、防災集団移転促進事業の移転跡地以外の沿岸部については、緑地エリアとして活用します。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)-A	事業の名称：町方地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-B	事業の名称：安渡地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-C	事業の名称：赤浜地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-D	事業の名称：吉里吉里地区震災復興土地区画整理事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-E	事業の名称：町方地区津波復興拠点整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～令和元年度 種類：津波復興拠点整備事業

	(1)-F	事業の名称：安渡地区津波復興拠点整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～令和2年度 種類：津波復興拠点整備事業
(2) 土地改良事業	(2)-A	事業の名称：農山漁村地域復興基盤総合整備事業 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度 種類：区画整理
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	(4)-A	事業の名称：町方、小枕・伸松地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（施行区：①-1、②-1～10、③-1～18） 実施予定期間：平成24年度～令和2年度
	(4)-B	事業の名称：安渡地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和2年度
	(4)-C	事業の名称：赤浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和2年度
	(4)-D	事業の名称：吉里吉里地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（施行区：a～f） 実施予定期間：平成24年度～令和2年度
	(4)-E	事業の名称：浪板地区防災集団移転促進事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和2年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	(6)-A	事業の名称：町道新町末広町線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：道路事業

	(6)-B	<p>事業の名称：町方地区下水道事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～令和元年度  種類：公共下水道事業</p>
	(6)-C	<p>事業の名称：都計道町方大ケ口線整備事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～平成28年度  種類：道路事業</p>
	(6)-D	<p>事業の名称：都計道町方大ケ口線(仮称)大ケ口大橋整備事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～平成27年度  種類：道路事業</p>
	(6)-E	<p>事業の名称：沢山・大ケ口地区下水道事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～令和元年度  種類：公共下水道事業</p>
	(6)-F	<p>事業の名称：寺野地区下水道事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～平成29年度  種類：公共下水道事業</p>
	(6)-G	<p>事業の名称：町道安渡幹線整備事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～令和元年度  種類：道路事業</p>
	(6)-H	<p>事業の名称：安渡地区下水道事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり  実施予定期間：平成24年度～令和元年度  種類：公共下水道事業</p>
	(6)-I	<p>事業の名称：町道赤浜1号線整備事業  事業主体：大槌町  実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p>

		実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：道路事業
	(6)-J	事業の名称：(仮称)町道浪板幹線整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和2年度 種類：道路事業
	(6)-K	事業の名称：沢山地区幹線道路整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 種類：道路事業
	(6)-L	事業の名称：小中一貫教育校整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：小中一貫教育校整備事業
	(6)-M	事業の名称：町方地区上水道整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度 種類：上水道事業
	(6)-N	事業の名称：臼澤人道橋整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和2年度 種類：道路事業
	(6)-O	事業の名称：一団地の住宅施設整備事業（安渡地区） 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和元年度～令和2年度 種類：一団地の住宅施設整備事業
	(6)-P	事業の名称：一団地の住宅施設整備事業（赤浜地区） 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和元年度～令和2年度 種類：一団地の住宅施設整備事業
(7)小規模団地住宅施設整備事業	(7)-A	事業の名称：安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業

		事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
	(7)-B	事業の名称：安渡第2地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	(7)-C	事業の名称：安渡第3地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	(7)-D	事業の名称：安渡第4地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
	(7)-E	事業の名称：赤浜第1地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～令和元年度
	(7)-F	事業の名称：赤浜第2地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	(7)-G	事業の名称：赤浜第3地区小規模団地住宅施設整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
(8)津波防護施設の整備に関する事業		
(9)漁港漁場整備事業		
(10)保安施設事業		
(11)液状化対策事業		
(12)造成宅地滑動崩落対策事業		
(13)地籍調査事業		
(14)その他施設の整備に関する事業	(14)-A	事業の名称：浪板地区漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業 事業主体：大槌町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり



		実施予定期間：平成24年度～平成29年度
	(14)-B	事業の名称：大槌漁港海岸安渡地区海岸改修工事及び二級河川大槌川改修工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～令和元年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成24年度～令和2年度		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業(赤浜地区)	(4)-C	土地利用基本計画の森林地域	変更	1(0.70)	4(4.36)	
			地域森林計画区域	変更	0.70	4.36	
			土地利用基本計画の都市地域	変更	8(8.3)		
2	都市施設の整備に関する事業(沢山地区)	(6)-L	土地利用基本計画の森林地域	変更		3(2.50)	
			地域森林計画区域	変更		2.50	
3	集団移転促進事業(町方、小枕・伸松地区)	(4)-A-③	土地利用基本計画の森林地域	変更		2(2.23)	
			地域森林計画区域	変更		2.23	
4	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-A	都市計画	変更	2.5	2.5	都市計画の名称 一団地の住宅施設(安渡第1地区) ※12に統合
			[大槌町決定]				
5	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-B	都市計画	変更	1.2	1.2	都市計画の名称 一団地の住宅施設(安渡第2地区) ※12に統合
			[大槌町決定]				
6	小規模団地住宅施設整備事	(7)-C	都市計画	変更	0.5	0.5	都市計画の名称

	業		[大槌町決定]				一団地の住宅施設（安渡第3地区） ※12に統合
7	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-D	都市計画 [大槌町決定]	変更	1.3	1.3	都市計画の名称 一団地の住宅施設（安渡第4地区） ※12に統合
8	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-E	都市計画 [大槌町決定]	変更	2.6	2.6	都市計画の名称 一団地の住宅施設（赤浜第1地区） ※13に統合
9	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-F	都市計画 [大槌町決定]	変更	1.8	1.8	都市計画の名称 一団地の住宅施設（赤浜第2地区） ※13に統合
10	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-G	都市計画 [大槌町決定]	変更	2.9	2.9	都市計画の名称 一団地の住宅施設（赤浜第3地区） ※13に統合
11	土地改良事業	(2)-A	土地利用基本計画の農業地域	変更	9(9.2)		
			農業振興地域	変更	9.2		
			農用地利用計画	変更	7.1		
12	一団地の住宅施設整備事業	(6)-O	都市計画 [大槌町決定]	変更	6.1		都市計画の名称 一団地の住宅施設（安渡地区） ※安渡第1～4地区を統合
13	一団地の住宅施設整備事業	(6)-P	都市計画 [大槌町決定]	変更	8.2		都市計画の名称 一団地の住宅施設（赤浜地区） ※赤浜第1～3地区を統合

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (4ha超)	都市計画法			農地法 (4ha以下)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	(4)-A	○										
			○ (①地区 ・②-1地区 ・②-2地区 ・②-3地区 ・②-4地区 ・②-5地区 ・②-7地区)										
2	集団移転促進事業	(4)-D	○										
			○ (a地区・b地区・c地区・d地区・e地区)										
3	集団移転促進事業	(4)-E	○										
			○										
4	都市施設の整備に関する事業	(6)-K	○										
			○										

5	都市施設の整備に関する事業	(6)-L	○										
			○										
6	その他施設の整備に関する事業	(14)-A	○										
			○										
7	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-A				○							
8	小規模団地住宅施設整備事業	(7)-E				○							
9	都市施設の整備に関する事業	(6)-O				○							
10	都市施設の整備に関する事業	(6)-P				○							

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（4 ha 超）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。